

「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例（案）」
への御意見に対する考え方について

1 実施期間

令和3年11月5日（金） から 18日（木） まで

2 御意見の件数

御意見を寄せていただいた方 4人・13団体（44件）

3 御意見（要旨）と考え方

番号	条項等 （修正案の条項）	御意見（要旨）	考え方
1		○ 当方は、訪問看護ステーションにて勤務しており、多くのケアラー・ヤングケアラーと日々関わっている。そのため、ケアラー・ヤングケアラーが家族内で問題を抱えて窮屈な思いをされている場面も複数確認してきた。ご家族によっては、他者の手を借りることに抵抗を示されたり介護が必要な家族がいることを周囲に知られたくないケースもある。そういったケースに対しては、今回の条例案は社会的な支援体制を整える意味で、非常に前向きだと思う。体制が整うことで、ケアラー達も、周囲と共存しても良い、と肯定的に受け止められるかもしれない。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見を踏まえ、ケアラーに対する社会的な支援体制が整うよう、努めてまいりたいと思います。 また、本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
2	第10条第1項第3号 （ケアラーの支援）	○ レスパイトの利用にて家族の負担が一時的でも軽減され、家族と被介護者の関係が改善されるケースも複数みえてきた。そういったケースにも、条例案ではレスパイトについての項目も盛り込まれているため、妥当だと思う。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。 なお、文言整理のため、第10条第1項第3号の条文を修正しますが、内容の変更は生じないものと考えます。
3	第7条第4項 （関係機関の役割）	○ ヤングケアラーに関しては、その増加が社会的に問題になっている現状を鑑み、教育現場などで存在を感知して支援することを目指す、今回の条例案は大変世相に合うものと思う。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見 (要旨)	考え方
4		<p>○ 日本では、欧米と比べて子供の人権についての意識が低い。ヤングケアラーの問題は、子供の人権問題であるとの視点で取り組むことが必要である。条例案では、児童の権利に関する条約に言及しており、子供の人権問題として取り組むとの姿勢が感じられる。今後の事業が重要である。マイナンバーカードを活用し、ヤングケアラーへ給付金を支給してはどうか。早期発見にも高い効果が期待できる。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>
5	<p>第7条第4項 (関係機関の役割)</p>	<p>○ 第7条は、主に学校の教員を想定した記載であると思う。まず問題発見し、カウンセラーやソーシャルワーカーにつなぐ大切な役割は、実質的に担任教員に期待されているのではないのか？しかし、教員の負担増に対する配慮は想定されているのか？</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。 学校の教職員は、子どもと接する機会が長く、日々の変化に気付きやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にありますが、御意見のとおり、教員の負担増への配慮も必要であると考えております。 カウンセラーやソーシャルワーカーなど、専門職が関与することが教員の負担軽減にも資することから、本条例案では、第7条第4項の「教育に関する業務を行う関係機関」について、カウンセラーやソーシャルワーカーも含む概念として、規定するとともに、第11条第2項において、その育成及び確保並びに適正な配置に関し、規定しております。</p>
6	<p>第11条第2項 (人材の育成等)</p>	<p>○ 第11条のカウンセラーやソーシャルワーカー人材の中で、ヤングケアラーとその家族、行政機関を適切につなぐワンストップで実効性のある対応をできる人材はどれくらいいるのか？育成してすぐに成果を上げられるか？おそらくは、各学校で校長らを中心に関係者会議を開催するのだろうが、実質の運営は学校になるのではないのか？さらに教員の負担が増加することを懸念する。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、ヤングケアラー等の支援策の実効性の確保と教員の負担軽減の両立を図ることは、条例施行後の重要な課題だと認識しております。本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>
7		<p>○ ヤングケアラーへの対応も、教員の働き方改革も何としても達成しなければならない。しかし、掛け声で変わるものでは当然なく、現場への人員増と予算増加がなければ、達成できないことは明らかである。ぜひ、茨城自民党の先生方には、各現場の学校長、担任教員らの生の声を聴く機会を設けていただき、現状把握をぜひお願いしたいと思う。それを通じて、子どもも、先生も、社会もよくなる三方よしの最適解が見つけられると思う。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、ヤングケアラーへの対応も、教員の働き方改革も達成しなければならない課題だと考えております。 いばらき自民党では、各議員や会派の活動を通じ、学校長や担任の教員とも意見交換し、現状の把握に努め、その上で、教員の適正配置や予算の確保にも取り組んできたところですが、より一層努力してまいります。</p>

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見(要旨)	考え方
8	第10条第1項第5号 (ケアラーの支援)	<p>○ ヤングケアラーの場合の想定される困難に対して、適切な支援策が反映されていないように感じた。行政の支援は、ほとんどが縦割りであり、ゆえに適切な支援ができないのが現状である。</p> <p>⑤ケアラー及びその家族に対する包括的支援 このように包括的支援というような漠然とした言葉では、行政はこれに対応できないと思う。 例えば、ひきこもりに関してだが、国は市町村にその相談窓口の設置を求めた。結果、ひきこもりの相談窓口は、A市は健康増進課、B市は障害福祉課、C市は社会福祉課、というようになっているのが、茨城県の現状である。 これは、茨城県に限らず全国的に同じだと思う。極端な話かもしれないが、住民票の交付にA市、B市、C市で窓口は変わらないと思う。ところが、ひきこもりは、市町村によって窓口が違う。ヤングケアラー支援もおなじようになることを危惧している。 しかし、ヤングケアラーの内容を考えると支援の内容が異なるので、どう折り合いをつけるか難しい。</p> <p>1. 家事をしている。 →生活援助(介護保険又は障害福祉でのサービス) 高齢福祉課、包括支援センター、障害福祉課</p> <p>2. 介護的ケア →身体介護(介護保険又は障害福祉でのサービス) 高齢福祉課、包括支援センター、障害福祉課</p> <p>3. メンタルケア →訪問看護や自立訓練(生活訓練)による訪問 (障害福祉サービス) 障害福祉課</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>御意見のとおり、ヤングケアラーの支援に当たり、福祉や教育など、様々な分野の部署が関わるのが想定されます。このため、第16条において、推進体制の整備に関し、規定しております。</p> <p>なお、本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見 (要旨)	考え方
		<p>4. 兄弟のケア →障害福祉サービス 障害福祉課、教育委員会？</p> <p>5. 金銭的ケア →社会福祉課（生活困窮者支援、生活保護）または、 就労支援社会福祉課。生活困窮者支援担当</p> <p>6. 家族の為の通訳 → ???</p> <p>私が考える上記の6つのケースでも、色々な行政の課が関わることになる。そこを整理しないで、包括的支援ということだと、支援にあたり、さて、どの課が担当になるか、そこからの議論が始まる。結果、ひきこもり支援と同じで、市町村により担当窓口が変わり、有効な支援につながらないということになる。場合によっては、うちの市には、町には、村には、ヤングケアラーはいませんということになる。（ひきこもり支援での窓口設置依頼で実際にありました。）</p> <p>私の考えでは、「〇〇課がこれを担当し、関係機関と緊密な連携を図り、有効な支援につなげる。」みたいにするのがいいかなと思う。 〇〇課 → 副市長 みたいに、既存の課では担当が難しいので、新しい部署が担当するようにできたらと思う。</p>	
9	第10条第1項第5号 (ケアラーの支援)	<p>○ ケアラーがケアすることが前提のように受け取れる（全体をとおしてだが、特に第10条）。「ケアラー」が問題なのではなく、ケアを必要とする人が必要な支援やサービスを受けられていないために、ケアラーに過度の負担が生じていることが問題である。前提として、日常のケアを必要とする人が、必要な支援・サービスを受けられることができるよう、行政・医療・福祉等各関係機関に尽力していただきたいと思う。その旨を明記すべきではないか。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>本条例案では、まず、現に過度の負担を抱えているケアラーの負担が少しでも軽くなるよう、社会全体で支えていくことを目指しております。</p> <p>そのためには、御意見のとおり、日常のケアを必要とするが必要な支援・サービスを受けられることができるようにしていくことが重要だと考えており、ケアラー及びケアを受ける人に対する包括的な支援に関する取組の促進を図ることについて、趣旨を明確にするために、第10条第1項第5号の条文を修正します。</p> <p>また、本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見(要旨)	考え方
10		○ 条例案の内容は素晴らしいもので、当会が県に対し要望書にて要望しているポイントと同じ項目がすべて盛り込まれている。この条例が施行されると、大変私達高次脳機能障害者の家族として助けになると思われる。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見を踏まえ、ケアラーに対する社会的な支援体制が整うよう、努めてまいりたいと思います。 また、本条例施行後の具体的な取組の推進に係る貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
11	題名	○ 現行案もよいと思うが、1点、「生きやすい」という表現がひっかかった。生きにくいことがいいとは思わないが、EASYであることがよくて、EASYではないことがよくないという価値観は、現代社会では時に危険をはらんでいるように感じるときがある。「共に生きやすい社会」よりは、「共に生きる社会」ではどうかと感じた。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例の制定により、周囲の理解や社会の助け合いの中で、ケアラーの方々の負担を軽くして、より「生きやすく」することを目指しております。題名については、そうした社会の有り様が、県民の皆様の一層の幸せにつながることを願い検討を重ねたものであり、現在案を採用したいと考えております。
12	前文	○ 10行目、ヤングケアラーのみ、児童の権利に関する条例などを提示して述べていることに、やはりなおヤングケアラーのみが突出している印象を受ける。すべてのケアラーの権利のなかに、ヤングケアラーの権利も包含されると思う。12行目～15行目を述べた後に、ヤングケアラーのことを述べるほうが上述したヤングケアラーが突出している印象が緩和されると思う。「ヤングケアラーをはじめとする多様なケアラー」という表現も同様である。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例案は、ヤングケアラーだけではなく、多様なケアラー全体を対象としております。その上で、ヤングケアラーが本来社会的に保護を受けるべき年齢であることを踏まえ、特に支援の必要性等を喚起する意図で、ヤングケアラーの用語を重ねて表現している箇所がございます。

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見(要旨)	考え方
13	第1条 (目的)	○ 他の条文においても用いられている表現だが、「ヤングケアラー及びこれらの者を含む多様なケアラー」、この表現に違和感がある。理由は上述したヤングケアラーが突出している印象を受けるためである。子どもは大人と質的に異なるので、別に分けて表記すること自体には賛成するが、ケアラー全体をみると、ヤングケアラーと同様に、ケアラー自身の基本的な権利が守られておらず、擁護すべき、さまざまなケアラーがいるのが現在の実情である。本条例において、ケアラーをどのように表現するかというTerminologyは、ケアラーをどのように捉えているかというケアラーへの価値観を示す。ケアラーの多様性への理解を示すということを考えたとき、すべてのケアラーに対して公平であることも重要ではないか。ゆえに、この表現については今一度、吟味・洗練が必要と感じる。一案としては、「多様なケアラーおよびヤングケアラー」など、並列で取り扱うのがよいと思う。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例案は、ヤングケアラーだけではなく、多様なケアラー全体を対象としております。また、「ケアラー」について「ヤングケアラー」も含む概念として規定しており、用語の使用に係る法制上の検討も重ねた結果、現在案を採用したいと考えております。
14	第2条 (定義)	○ ケアラーの支援を行うことをその目的とする民間の団体という、解釈によっては、今は存在しないということにならないか。ケアラーの支援を行うことのできる民間の団体など、表現を変える必要があると思う。	○ 御意見ありがとうございます。 第2条第5号については、団体はその目的の範囲内で活動を行うものであることから、こうした規定としております。現に支援を行っていないとしても、支援に携わることができる団体も含まれます。
15	第3条 (基本理念)	○ 1で書かれている内容が基本理念で最初に来ることが、本条例の意義であるケアラー支援としてはどうかと思う。1で書かれている内容もちろん重要ではあるが、これが最初に来ることで、まず家族ありきの印象を受ける。やはり本条例の意義としては、2で書かれている内容が理念としては根本にあるものだと思うため、1と2の順番を入れ替える必要性を感じる。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見を踏まえ、個人の尊厳等について定める第2項を第1項とし、ケアラー支援の姿勢について定める第1項を第2項に改めます。
16	第10条 (ケアラーの支援)	○ ケアラーとヤングケアラーの使い分けがわかりにくいと思う。第10条はヤングケアラーにも共通して必要な事項と思う。表記されている内容を変更するとより明確になると思う。	○ 御意見ありがとうございます。 ケアラーは、ヤングケアラーも含む概念として定義しております。特に必要な事項については、ヤングケアラーに特化した規定を設けており、第10条では、教育の機会の確保とともに、子どもであるが故に被害が深刻化しやすい事態への対策について、ヤングケアラーに特化した規定を設けております。

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見(要旨)	考え方
17	第14条 (実態調査等)	○ 実態調査の部分については、ヤングケアラーを対象とする調査について、明示する必要はないか。	○ 御意見ありがとうございます。 ケアラーについては、ヤングケアラーも含む概念として定義しております。このため、第14条第1項に規定する調査は、ヤングケアラーを対象とする調査も含んでおります。
18	第3条 (基本理念)	○ 「家族や身近な人など、住民相互の助け合いを尊重しつつも・・・社会全体で支え合うことを」 → 前段は、社会全体で支え合うことに含まれるのではないか。また、案のままですと、助け合いの順番(家族や身近な人、住民相互の助け合いが先)が有るかのように見える。	○ 御意見ありがとうございます。 第3条第1項においては、公助による介入に当たって、現に社会で行われている自助・共助の姿勢や当事者の意向を尊重することを前提とすることや、ケアラーやそのご家族が孤立することのないよう、多様な主体の幅広い連携の広がりの中に、社会全体で支え合うことを基本姿勢として規定しております。 順番に関しましては、御意見を踏まえ、個人の尊厳等について定める第2項を第1項とし、ケアラー支援の姿勢について定める第1項を第2項に改めます。 なお、ケアラーの意思や姿勢を尊重する趣旨を言うため、現実の事例として多いと考えられる順に列記したものであり、義務の度合いを定めるものではない旨御理解を賜りますようお願いいたします。
19	第5条 (県民の理解)	○ 1項と2項をわけて記述するのは無理があるように思う。ケアラーの早期支援も、ヤングケアラーの孤立を防ぐことも、ともに必要なことではないか。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例案は、ヤングケアラーだけではなく、多様なケアラー全体を対象としております。また、ケアラーはヤングケアラーも含む概念として定義しており、第1項の孤立防止にはヤングケアラーも含まれております。その上で、第2項では、ヤングケアラーが本来社会的に保護を受け、成長過程にある年齢であることを踏まえ、特に「早期の支援」について規定しております。
20	第8条 (市町村との連携等)	○ 2項で書かれていることと、市町村との関係がよく分からなかった。	○ 御意見ありがとうございます。 第8条第2項は、ヤングケアラーに特化した規定として、教育と福祉の行政分野など、行政の縦割りを排し横断的な連携体制の構築を目指すとともに、特に進学などに関連して学校間の連携の強化を規定しております。

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見 (要旨)	考え方
21	第10条 (ケアラーの支援)	○ 生活の見通しが持てることは重要なので、「人生の支援」というケアラー支援にとってのキーワードを入れた方がよいのではないか。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、ケアラーの支援に当たり、「人生の支援」という視点が重要だと考えております。また、ケアを受ける人の「人生の支援」も重要だと考えております。 「人生の支援」は、条例全体に通じる重要な視点でありますので、前文において「自分らしい人生を歩んでいくことができるよう社会全体で支えていく」として規定しております。
22	第10条 (ケアラーの支援)	○ 包括的支援に含まれるのかもしれないが、効果的なケアラー支援に向けて次の3点を明記していただければと思う。 1 ケアラー支援拠点の創設に関すること ケアラー支援にあたって、ケアラー当事者や、ケアラー支援にあっている現場の機関・専門職や市民の拠り所となる「ケアラー支援拠点」の創設。 当該支援拠点は、ケアラー当事者やケアラー支援を実践している人々に対し、相談・支援・評価などを行っていく。支援拠点には、次のような機能や人材が求められる(例)。 ① ケアラー(ヤングケアラーを含む)に関する専門的な情報提供、相談支援や支援手法等についての情報提供を行う役割を持ち、自治体職員・福祉事業者・専門職・学校・市民等を対象に研修を行い、ケアラー・ケアラー支援についての啓発・普及をはかる。 ② ケアラー支援に取り組むNPOや市民団体も「地域の相談・支援センター」としての機能を担えるよう、NPO等に対する支援を推進する。 ③ ケアラー支援拠点には、ケアラー・ヤングケアラー問題を理解し、支援について専門知識・スキルを持つ支援専門職を育成配置する。 ④ 「ケアラーアセスメントシート」「ケアラーセルフアセスメントシート」や「ケアラー手帳」などの支援ツールを開発・作成し、支援関係者の手に届ける。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見いただいた3点について、いずれも重要な御提案と受け止めております。 ケアラーの支援に係る施策の方向性については第10条第1項に、体制整備については、第16条に規定しておりますが、今後取り組んでいく施策に関しては、第14条の調査等によりその実態を把握するとともに、先進的な取組に係る情報を収集しつつ、第9条の県推進計画において定めることとしております。 同計画の策定等に当たって、いただいたご意見は非常に貴重なものと考えますので、本条例施行後の具体の取組に反映されるよう、県執行部にお伝えいたします。

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見 (要旨)	考え方
		<p>⑤ ケアラーはケアをする上でさまざまな問題に直面するため、他のケアラーと経験を共有しながら学べる、ケアラーのための講座やワークショップを開催する(病気や障がいの理解、睡眠改善、ストレス対処、健康的な食事など)</p> <p>2 ケアラーアセスメントやセルフアセスメントの活用に関すること ケアラー支援を効果的に実施するには、支援の初期段階で、ケアがケアラーの心身の健康や学業、仕事、生活の状態にどのような影響を与えているのかなど、ケアラーの現状把握とニーズの把握、評価が必要であることから、ケアラーアセスメントやセルフアセスメントは欠かせない。アセスメントを行い、支援計画を立て支援するという支援の方法を確立することで、ケアラーのバーンアウトを予防し、適切なケアの時間・量などをアドバイスしたり、ケアラーを見守ることができる。 ケアラー支援の先進国である英国や豪州ではすでに導入されている施策であり、日本でもケアラーアセスメントシートやセルフアセスメントシートを使ったケアラー支援ツールの研究が進められている。 アセスメントシートの活用は、ケアラーの定性的なデータを収集することにもつながり、ケアラーの実態把握の一翼を担うものでもある。定性的なデータの収集・分析は、困難事例に対する助言・見守りの際に大いに役立つことが期待される。</p> <p>3 親や家族が亡くなったあとの、被介護者のケアと生活の継続に関すること。 これは、埼玉県ケアラー実態調査(障害のある人のケアラー)において、ケアラーが必要と考える支援のトップだった。</p>	

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見 (要旨)	考え方
23	第10条 (ケアラーの支援)	○ (5) ケアラーが欲しい情報は、ケアの方法がないとはいえないが、ケアラーを直接支援してくれる情報。また、社会への広報啓発が進むことがケアラー支援になる。ここは、「ケアラーの理解を深めるために必要な情報・・・」ではないでしょうか。	○ 御意見ありがとうございます。 第10条第1項第5号では、ケアラーの助けとなるあらゆる情報提供を意図しており、「ケアの方法」はその一例でございます。「ケアラーの●●の理解を深める」というように、いずれにしても条文上例示が必要となりますので、御理解くださいますようお願いいたします。 また、御意見のとおり、ケアラーの概念や支援の重要性等について、県民の理解と関心を深めることも必要だと考えております。 このため、第12条において、普及啓発を行うことに関し、規定しております。
24	第16条 (推進体制の整備)	○ 第16条に関連するが、ケアラー支援協議会(仮称)に関する条項を盛り込んでもらいたい。ケアラー支援協議会(仮称)とは、総合的・計画的にケアラー支援を推進するため、施策の協議および進捗状況の確認とそこから浮き彫りになる課題の抽出などをおこなう市民参加に基づいた協議会のことである。協議会には、専門職や有識者に加えて、当事者やケアラー支援を行っている市民が参加することが特徴。市民参加の手法は、在宅介護サービスや施設だけでは行き届かない草の根的なケアラー支援の輪を広げ、地域福祉を充実させることにもつながる有効な方法であるといえる。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、ケアラーの支援に関する施策を総合かつ計画的に推進するために必要な体制の整備は、重要な課題だと考えております。 このため、第16条では、推進体制の整備について規定しておりますが、具体の組織に関しては、条例施行後に実態調査等を踏まえ、検討していく課題としております。 また、御意見のとおり、当事者の意見を踏まえ施策を推進することも重要と考えており、施策への意見の反映について第9条第3項に規定しております。 具体の施策に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
25		○ 学校では、児童生徒の家庭環境を把握するのは難しい状況である。両親の帰りが遅いため児童生徒が夕飯の支度をする等はあると思うが、親や祖父母の介護で学校を休みがちな児童生徒は現在は把握していない。学校が定期的実施する児童生徒全員へのアンケートや個別面談時に確認できればいいが、児童生徒は家庭の困窮事情は話したくない傾向があり、早期発見と支援を行う体制が必要と考える。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、ヤングケアラーの早期発見と早期支援を行う体制整備が重要と考えております。このため、第8条第2項において、重要な役割を担う教育、福祉分野等の連携体制の構築に関し、規定しております。 また、早期発見と支援に当たっては、教育機関等において、カウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門的知識を有する方の配置を推進する必要があると考えております。このため、第11条第2項において、育成及び確保並びに適正な配置に関し、規定しております。

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見 (要旨)	考え方
26	第7条 (関係機関の役割)	<p>○ 第7条第2項と第3項を融合し、第2項を以下のとおりとしてはどうか。</p> <p>2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、その者がケアラーであると認められるときは、その意思を尊重しつつ、健康状態及び生活環境を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。特にヤングケアラーについては、教育に関する業務を行う関係機関は、特にその業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、その者がヤングケアラーであると認められるときは、その意思を尊重しつつ、教育の機会の確保の状況、健康状態及び生活環境をも併せて確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。</p> <p>【理由】 教育に関する機関も関係機関の一つであることから、ケアラー及びヤングケアラーに共通する箇所については、同一項にまとめたほうが良いと思う。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。 分かりやすさ、思いの伝わりやすさ、文章のバランスなどについて検討を重ねた結果、現在案を採用したいと考えております。</p>
27	第6条 (事業者の協力)	<p>○ 「事業者」の定義を明確にしてはどうか。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。 「事業者」の用語については、法令においても定義なく使用されていることを踏まえ、本条例案においても同様としております。規定の内容を勘案しても、特段の定義を置かなくても、その解釈に支障は生じないと考えております。</p>
28	第10条第1項第3号 (ケアラーの支援)	<p>○ 「交流の場」の定義を明確にしてはどうか。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。 「交流の場」の用語については、法令においても定義なく使用されていることを踏まえ、本条例案においても同様としております。規定の内容を勘案しても、特段の定義を置かなくても、その解釈に支障は生じないと考えております。</p>
29		<p>○ ケアラーは、本人が自覚していないことが多い傾向のようである。ケアラーを発見することが大切であるならば、まず自身がケアラーであることを自覚する必要がある。ケアラーに関する県民への周知を図り、本人が自ら声を上げることができるように大切ではないか。この趣旨の条文を盛り込んでどうか。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、ケアラーは、本人や家族に自覚がない、家庭内のデリケートな問題であることといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、ケアラーに関し、当事者を含め、広く県民の理解と関心を深めることが必要だと考えております。 このため、本条例案では、第12条において、様々な場を通じた普及啓発の実施に関し、規定しております。</p>

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見（要旨）	考え方
30		○ 当事者の意見を反映することが盛り込まれており、ケアラー・ヤングケアラーを支援する本県の姿勢が県民に伝わる条例になっていると考える。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
31		○ 「学校」、「教育委員会」、「スクールソーシャルワーカー」について、条文での役割の明確化が必要ではないか。	○ 御意見ありがとうございます。 第7条において、「関係機関」の役割を定めておりますが、「関係機関」については、第2条第4号において、「学校」、「教育委員会」、「スクールソーシャルワーカー」を含むものとして、定義しております。
32		○ 潜在的に存在するケアラーの把握について、どのような調査を行っていくのかを、よく精査すべきである。（調査方法、調査内容）	○ 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
33		○ 県には、ヤングケアラーを支援する体制として、専門的知識を有する相談員の派遣や、人材育成を支援してほしい。（マンパワーの確保）	○ 御意見ありがとうございます。 本条例案では、第11条第2項において、カウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門的知識を有する方の育成及び確保並びに適正な配置に関し、規定しております。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
34		○ 県事業として始めて、数年後に市町村へ移管（丸投げ）とならないようにしていただきたい。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
35	第7条 (関係機関の役割)	○ 教育現場の働き方改革が進められるなかで、担任教諭が家庭内の状況をつかみにくくなりつつあると学校訪問の際に小中学校より意見があった。当市の場合、担任教諭が状況を把握し、スクールソーシャルワーカーへ繋ぐ流れであるが、1人のスクールソーシャルワーカーが4～5校を掛け持ち対応している為、児童生徒の家庭状況を細かく把握することが困難である。主となって家庭と向き合うスクールソーシャルワーカーを各学校への配置を義務付けるなど、早期発見に向けた取り組みが必要ではないか。	○ 御意見ありがとうございます。 第11条第2項において、カウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門的知識を有する方の育成及び確保並びに適正な配置に関し、規定しております。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見(要旨)	考え方
36	第7条 (関係機関の役割)	○ 関係機関の役割としてあるが、県の関係機関(教育委員会や福祉部局など)が多岐にわたると思うが、情報共有や連携は、どの部署が中心となって取りまとめを行うのか。役割分担も含めた組織横断的な体制構築の明確化が必要ではないか。	○ 御意見ありがとうございます。 第8条第2項において、重要な役割を担う教育、福祉分野等の横断的な連携体制の構築に関し、規定しております。 また、第11条第2項において、推進体制の整備に関し、規定しております。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
37	第4条第3項 (県の責務)	○ 県は、ヤングケアラーがその福祉を保障される権利を有する年齢であることに鑑み、～略～」についてだが、意味合いがわかりかねる。前述の「福祉」ではなく「教育の機会」などではないか。	○ 御意見ありがとうございます。 第3条第3項において、ヤングケアラーが、特に社会において自立的に生きる基礎を培い、次代の社会を担う力を養う重要な年齢であることに鑑み、支援に当たっての基本理念を定めております。第4条第3項については、当該理念を踏まえて、県の責務を定めており、ヤングケアラーの健やかな育成、教育の機会の確保を含むものとして、規定しております。 なお、児童の権利に関する条約及び児童の福祉に関する関係法令の理念等も踏まえて検討した結果、現在案を採用したいと考えております。
38	第4条第3項 (県の責務)	○ 福祉や教育の現場における相談業務において、ケアラー・ヤングケアラー支援にかかる課題への気づきの視点などをテーマとした研修の実施など、広く相談支援に携わる職員等のスキル向上につながる研修の機会の提供など、県主催の広域的な取組を期待する。	○ 御意見ありがとうございます。 第11条第1項において、県が、福祉や教育の現場において相談支援に携わる方を含め、ケアラーの支援を担う方の育成や確保に必要な施策を講ずることとしており、研修の機会の提供などを想定しております。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
39	第10条 (ケアラーの支援)	○ 市町村現場においても、個々の具体的なケースへの対応など、相談業務の増加に伴う体制、人材の確保、予算(人件費等)の負担が大きな課題となる。	○ 御意見ありがとうございます。 第8条第1項において、県が市町村の主体的な取組を積極的に支援することに関し、規定しております。 また、第10条第1項第1号において、相談体制の整備に関する施策の実施に関し、規定するとともに、第11条において、人材の育成、確保等に関し、規定しております。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見(要旨)	考え方
40		○ 第7条第3項に加え、学校の役割として「支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるとともに、ヤングケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。」などの条文が必要と考える。	○ 御意見ありがとうございます。 第7条第3項の「関係機関」については、第2条第4号において、「学校」を含むものとして、定義しております。 御意見を踏まえ、教育に関する関係機関の役割を強調するため、条文を修正します。
41		○ 条例(案)の内容については、特に問題はない。 また、ケアラー支援に関する施策の策定及び実施に当たっては、市が主体的に取り組むには限界があるため、人材育成や人件費などマンパワーに対する支援が必要と考える。	○ 御意見ありがとうございます。 第8条第1項において、県が市町村の主体的な取組を積極的に支援することに関し、規定しております。 また、第11条において、人材の育成、確保等に関し、規定しております。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
42		○ 児童生徒が、家族をケアすることで重い責任や負担を負い、教育や人格形成に影響が及ぶことはあってはならない。ケアラー・ヤングケアラーが孤立し、困難な立場にならないためにも、社会全体でしっかりと支えていく体制を構築する必要がある、このような条例を制定していくことはとても大切なことと考える。土浦市としても、この条例のもと、ケアラー・ヤングケアラーの支援に関する施策は必要と考えており、市町村に対する財政的支援と助言をお願いしたい。	○ 御意見ありがとうございます。 第4条第2項において、市町村に対する助言の実施等に関し、県の責務の一つとして規定するとともに、第8条第1項において、県が市町村の主体的な取組を積極的に支援することに関し、規定しております。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
43		○ 意見なし	
44		○ 意見なし	